（削る）

四～七　（略）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　前条第三号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ　その保有する事業用自動車の台数が五千台以上であること。

ロ　その経営する当該事業が前年度における貨物の輸送実績からみて全国各地への貨物の輸送を行うことができると認められるものであること。

（削る）

ハ　運行指示書（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第九条の三第一項に規定する運行指示書をいう。）を作成する機能

ニ　運賃及び料金を算定し、並びに請求書を作成する機能

四～七　（略）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　前条第三号に掲げる事業　当該事業を行う者（特別積合せ貨物運送（貨物自動車運送事業法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。イにおいて同じ。）を行うものに限る。以下この号において同じ。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ　当該事業を行う全ての者（特別積合せ貨物運送を行うものに限る。ロ及びハにおいて同じ。）による貨物の前年度における輸送距離の合計のうちに当該事業を行う者による貨物の前年度における輸送距離の占める割合が五パーセント以上であること。

ロ　当該事業を行う全ての者による貨物の前年度における輸送量の合計のうちに当該事業を行う者による貨物の前年度における輸送量の占める割合が五パーセント以上であること。

ハ　当該事業を行う全ての者が保有する事業用自動車の台数の合計のうちに当該事業を行う者が保有する事業用自動車の台数の占める割合が五パーセント以上であること。

（削る）

四～七　（略）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二　（略）

三　第一条第三号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　配車計画等又は貨物運送情報の作成の用に供するサーバー

ロ　配車計画等又は貨物運送情報を作成する機能を有するプログラム

四～七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

ニ　全ての都道府県の区域内に営業所を有すること。

四～七　（略）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二　（略）

三　第一条第三号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　現在地等の情報の作成の用に供するサーバー

ロ　現在地等の情報を作成する機能を有するプログラム

四～七　（略）

その他告示

○外務省告示第二百十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年六月十三日

外務大臣　岩屋　毅

失効年月日　令和七年五月十六日
発行年月日　令和七年四月九日
旅券番号　ＴＭ〇一三四八二九

○農林水産省告示第九百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町森脇字久泉原五三七九の二、五三七九の五

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎